

## 令和6年度釧路市公金保護対策等について

### 1. 公金保護対策

#### (1) 歳計現金等

ア 歳計現金等の保護対策は、釧路市公金管理方針（以下「方針」という。）に定める方法のとおりとする。

イ 繰替運用する場合は、各会計の資金計画を勘案し、運用先を決定するものとする。

ウ 決済用預金以外の預金（以下「定期預金等」という。）又は債券で運用を行う場合は、運用期間を考慮し、適切な金融商品を選択するものとするが、途中解約の可能性など流動性にも配慮するものとする。

#### (2) 基金

ア 基金の保護対策は、方針に定める方法のとおりとする。

イ 繰替運用する場合は、各会計の資金計画を勘案し、運用先を決定するものとする。

ウ 定期預金等又は債券で運用を行う場合は、運用期間を考慮し、適切な金融商品を選択するものとする。

#### (3) 制度融資預託金

ア 制度融資預託金の保護対策は、方針に定める方法のとおりとする。

### 2. 金融機関の経営状況分析

#### (1) 経営状況分析の回数

令和6年度の経営状況分析は、3月期及び中間期の年2回を基本とする。